

議案第百六号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九〇〇、〇〇〇円」を「九〇五、〇〇〇円」に、「七七九、〇〇〇円」を「七八三、〇〇〇円」に、「六四八、〇〇〇円」を「六五二、〇〇〇円」に、「六二二、〇〇〇円」を「六二五、〇〇〇円」に、「六一〇、〇〇〇円」を「六一三、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の二十五」を「百分の四十」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の四十」を「百分の二十五」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成二十七年五月一日から適用する。

(議員報酬等の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

(平成二十八年三月に支給する期末手当に関する特例)

4 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定にかかわらず、平成二十八年三月に支給する期末手当の額は、それぞれ同月一日現在（同条第一項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）において

同項に規定する者に支給すべき同条例第二条に定める議員報酬月額百分の百四十五を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に百分の二十五を乗じて得た額と、基準額に百分の十五を乗じて得た額に平成二十七年六月一日以前三月以内の期間におけるその者の同条例第八条第二項の表在職期間の欄の上欄に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。